

公募要領

1. 事業名

文化庁の情報発信強化事業

2. 事業の趣旨

現在、文化庁では、政策やイベント情報等を文化庁ウェブサイトや、SNS（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）で発信しているところであるが、政策やイベント等の認知度は必ずしも高いとは言えない。

については、民間業者等が有するノウハウを活用し、より効果的かつ戦略的に情報発信することで、文化庁の知名度向上を目的とする。

3. 事業の内容

別紙「仕様書」による。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合には該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所及び問い合わせ先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担当：文化庁政策課文化発信室文化発信係

電話：03-6734-2807

FAX：03-6734-3811

E-mail：transmission@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

提出方法は、下記の要領で作成し、郵送又は持参すること。

・提出書類は紙媒体及び下記(3)②に示す電子データ形式で提出すること。

・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

<郵送の場合>

・特定記録郵便等配達を証明できる方法で送付すること。

<持参の場合>

・受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00除く）

(3) 提出書類

下記の書類を企画提案書として提出のこと。

① 企画提案申請書（様式1～3） 10部（原本1部、複写9部）

- ② 上記①の電子ファイル一式（Excel形式）
※媒体はCD-RまたはDVD-R（返却は行わない）
- ③ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し 1部
- ④ 会社等組織概要（要覧、会社案内、定款等） 1部
- ⑤ 直近2期分の決算資料 1部

(4) 企画提案書等の作成方法

- ① 用紙の大きさはA4縦版、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じてA3版の折り込みも可とする。
- ② 書類は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- ③ 書類の作成・提出にかかる費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ④ 企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用・転載を禁止する。
- ⑤ 提出期限後の書類の提出、差替え及び訂正は認めない。

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和元年9月2日（月）正午必着

提出先： 上記（1）に示す場所。

(6) 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、電話番号、FAX番号を明記の上、E-mailにて送信すること。仕様書に関する質問は競争参加者全員に回答する。なお、審査に関する質問については回答できない。

【担当】文化庁政策課文化発信室文化発信係（Email:transmission@mext.go.jp）

6. 事業規模（予算）及び採択件数

委託額は予算の範囲内で550万円程度、採択件数は1件を予定。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された提案書類をもとに書類選考を行い、必要に応じて面接選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとな

- ったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

9. 契約締結

選定の結果、採択予定団体と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、別途業務計画書を提出してもらい、条件の調整が整い次第、委託契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、事業内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手することができないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

10. スケジュール

- (1) 公募開始： 令和元年8月13日（火）
- (2) 公募締切： 令和元年9月2日（月）正午必着
- (3) 審査・選定：令和元年9月上旬頃
- (4) 業務計画書の提出：採択通知後速やかに
- (5) 委託期間：委託契約日から令和2年3月31日まで

11. その他

事業実施にあたっては、文化庁委託業務実施要領、契約書及び業務計画書等を遵守すること。（文化庁委託業務実施要領 <http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf>）

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしく願いいたします。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・銀行振込依頼書

【本件担当、連絡先】

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担 当：文化庁政策課文化発信室文化発信係

電 話：03-6734-2807

FAX：03-6734-3811

E-mail：transmission@mext.go.jp